

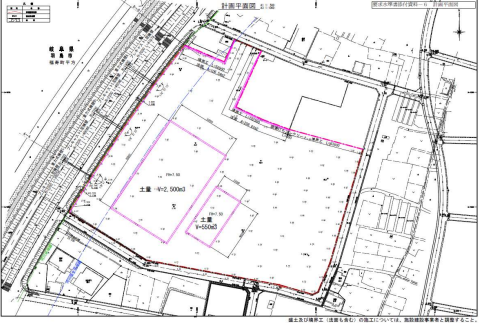
岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備・運営事業 対面的対話における確認事項への回答

No	資料名	頁	項目				タイトル	確認事項	回答
1	環境影響評価書	2-12	2	4	5		造成計画の区画道路	「図 2.4-7 土地区画整理事業の設計図」の大垣一宮線：羽島大橋東交差点から南に走る道路へ接続する区画道路の工事スケジュールをご教示願います。	下記補足資料の丸で囲まれた箇所の右側の交差点は、現在、羽島市が工事中であり、令和5年1月11日の完成予定と聞いております。また、その交差点に接続する区画道路については、平方第二土地区画整理事業で整備されます。当該区画整理事業の事務局からは、交差点改良工事の完成までには通行可能な状態になると聞いております。
-	同上	同上	同上				造成計画の区画道路 (補足資料)	 <p>図 2.4-7 土地区画整理事業の設計図</p>	同上
2	実施方針等に係る質問書・意見書に対する回答書	13	No. 127				造成工事中の準備工事	「組合で施工する造成工事は、令和5年8月から令和6年3月の工期を予定しています」とありますが、 ① 建設用地の引渡しは、造成工事完了後と理解してよろしいでしょうか。 ② 組合様にて施工される造成工事業者と工事調整することを前提に、令和6年3月末より前から準備工事を計画してもよろしいでしょうか。	①建設用地の引渡しの時期については、施設建設事業者様と調整させていただきます。 ②工事調整することを前提に、準備工事を計画することは可能です。
3	要求水準書設計・建設業務編	6	第1章	第2節	1	2)	(2) 組成	「灰の発生量については、計画ごみ質より+3%多く見込むこと」との記載に対して、第2回入札説明書等に係る質問書に関する回答書No. 12において、「ごみ由来の灰分は計画ごみ質での発生量を想定していますが、処理工程である排ガス処理等による薬剤等で嵩増しされるため、+3%を見込むことを想定しています。この考え方により算出してください。」と回答頂いています。基準ごみ時の場合、灰の発生量は以下の考え方でよいか確認させていただきます。 ・主灰：計画ごみ質灰分の6.31%に3%加算した9.31%で算出した量 ・飛灰：計画ごみ質灰分の6.31%に3%加算した9.31%で算出した量に薬剤を加算した量	計画ごみ質（基準ごみ）の灰分6.31%に3%を加えて計画してください。

No	資料名	頁	項目				タイトル	確認事項	回答
4	要求水準書 設計・建設 業務編	6	第1章	第2節	1	2)	(2) 組成	<p>「灰の発生量については、計画ごみ質より+3%多く見込むこと」との記載がございますが、灰の発生量の算出方法は以下の考え方でよろしいでしょうか。</p> <p>【基準ごみ時（計画ごみ質灰分6.31%）の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主灰：灰分9.31%（=6.31%+3%）で乾灰量を算出し、 加湿量は灰分6.31%の乾灰量に対して必要な量とする。</li> <li>飛灰：灰分9.31%（=6.31%+3%）で乾灰量を算出し、 加湿および薬剤添加量は灰分6.31%の乾灰量に対して必要な量とする。</li> </ul> <p>また、主灰・飛灰搬出設備の容量および場外搬出する灰の量も+3%多く見込んだ量で算定すると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>以下に回答します。</p> <p>1) 灰の発生量 計画ごみ質（基準ごみ）の灰分6.31%に3%を加えた9.31%として算出される量とする（主灰、飛灰とも）。</p> <p>2) ユーティリティ条件 計画ごみ質（基準ごみ）の灰分6.31%に対して算出される添加量とする。</p> <p>3) 機器容量 処理生成物の貯留・搬出に影響する設備（ピット、バンカ等）については、上記1) 及び2) から算出される量から設定する。</p> <p>4) 処理・処分量 焼却残さ等の運搬、処理・処分量については、上記1) 及び2) から算出される量から設定する。</p>
5	要求水準書 設計・建設 業務編	202	第3章	第2節	1		機械室、防災備蓄倉庫の設置階	<p>機械室および防災備蓄倉庫の設置階は1階と指定されていますが、浸水対策を考慮して地域貢献施設2階の設置提案は可能でしょうか。</p>	<p>要求水準書のとおりです。</p>
6	要求水準書 設計・建設 業務編	202	第3章	第2節	1		機械室、防災備蓄倉庫の設置階	<p>防災備蓄倉庫については地域住民様からのご要望をもとに、設置階を1階に指定したと回答頂きましたが、機械室についても要求水準書に記載のとおり1階への設置を指定されると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>機器等の対応年数超過による更新や、改修など運営時のメンテナンスを考慮した提案であれば、2階も認めます。</p>
7	要求水準書 運営・維持 管理業務編	37	第6章	第7節	2		関連施設の災害時利用	<p>「多目的広場は災害ごみの仮置き場として利用する」とありますが、分別の有無や計量の要否等、具体的な活用方法を想定されているかご教示ください。</p>	<p>現段階では、具体的な活用方法は決まっていません。運営開始までに、事業者に提示します。</p>
8	岐阜羽島衛生施設組合 次期ごみ処理施設整備・運営事業 第1回 入札説明書等に係る質問書に対する回答書	6	No. 60				初期雨水	<p>初期雨水処理の目的について「敷地内の汚れが流出しないようにすることを目的としています」とご回答いただいておりますが、敷地内の雨水排水桝には泥だまりを計画し、適切に維持管理することで敷地内の汚れを流出防止できるため、要求水準書P154～P155の処理設備（下記）は不要と考えてよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5-1 雨水貯留槽</li> <li>5-2 雨水ろ過送水ポンプ</li> <li>5-3 雨水ろ過器</li> <li>5-4 pH調整槽</li> </ul>	<p>要求水準書のとおりです。</p>

No	資料名	頁	項目	タイトル	確認事項	回答
9	岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書	6	No. 60	初期雨水	<p>処理水質について「初期雨水は排水処理設備で処理したのち、再利用先に合わせて適正に処理して下さい」とご回答いただいておりますが、</p> <p>① 外構散水に使用する場合、滅菌装置・沈砂槽を設置することで適正な処理ができるため、要求水準書P153～154の各設備（下記）は不要と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>4-2 屋根雨水ろ過送水ポンプ 4-3 雨水ろ過器 4-4 屋根雨水処理水槽</p> <p>② 再利用する雨水以外の雨水及び初期雨水は、処理をしないで放流する計画としてよろしいでしょうか。</p>	<p>①要求水準書のとおりです。</p> <p>②要求水準書のとおりです。</p>
10	第2回入札説明書等に係る質問書に関する回答書	2	No. 12	組成	<p>「処理工程である排ガス処理等による薬剤等で嵩増しされるため、+3%を見込む」とのご回答ですが、解釈の間違いを防ぐため、以下についてご教示ください。</p> <p>1. 灰分の発生量 灰分の発生量+3%とは、基準ごみの場合6.31%+3.0%=9.31%との解釈でよろしいでしょうか。 灰分の発生量のみを+3%で計算すると三成分の整合が取れず物質収支の計算が困難となるため、物質収支はご指定の三成分（灰分6.31%）で計算し、得られた主灰量の結果に対して+3%相当分（<math>9.31 \div 6.31 = 148\%</math>、計算上の主灰の148%）を見込むという方法でよろしいでしょうか。</p> <p>2. 灰分+3%の適用範囲 焼却残さ発生量を一律で規定された場合、提案者による薬品・水使用量削減、運搬・埋立・資源化量削減の提案が評価を受けにくい形となります。 灰分+3%相当分の焼却残さ量を適用させるのは灰ピット容量、運搬・埋立・資源化費用の計算のみとし、飛灰発生量や薬品・水使用量には適用しないものとしてよろしいでしょうか。</p>	<p>計画ごみ質（基準ごみ）の灰分6.31%に3%を加えて計画してください。 また、処理生成物量に関するピット容量や運搬・埋立・資源化費用の計算については+3%を反映させた計画としてください。</p>
-	同上	同上	同上	組成 (補足資料)	<p>(補足資料) 確認事項No.4 灰分+3%について</p>	同上

No	資料名	頁	項目	タイトル	確認事項	回答
11	対面的対話における確認事項への回答	3	No. 10	灰分+3%	<p>対面的対話にてご回答いただいた内容について記載いたしますので、以下の解釈で間違いがないかご確認をお願いします。</p> <p>①+3%の解釈 計画ごみ質（基準ごみ）の灰分6.31%に対して+3%（<math>6.31+3=9.31\%</math>）とする。 すなわち、灰分が計画ごみ質の1.48倍であると考え。（<math>9.31 \div 6.31=1.48</math>）</p> <p>②+3%の適用範囲（処理生成物、ユーティリティ） 主灰および飛灰の処理生成物のうち、乾灰分を1.48倍として考える。薬品や水は+3%を適用せず、計画ごみ質から求められる量のままとする。 （例）計画ごみ質から求める主灰、水・薬品、主灰処理生成物の量が 主灰100kg/h+水・薬剤40kg/h=主灰処理生成物140kg/hの場合 主灰<math>100 \times 1.48</math>+水・薬剤40=主灰処理生成物188kg/h とする。</p> <p>③+3%の適用範囲（機器容量等） ②で求めた処理生成物量は、以下の機器容量等に反映する。 ・灰ピット ・処理物バンカ（処理物ピット） ・運搬、埋立、資源化量 また、以下の機器容量等には反映しない。 ・灰冷却装置、灰搬送装置 ・排ガス処理設備 ・飛灰搬出装置、飛灰処理設備</p>	<p>以下に回答します。</p> <p>1) 灰の発生量 計画ごみ質（基準ごみ）の灰分6.31%に3%を加えた9.31%として算出される量とする（主灰、飛灰とも）。</p> <p>2) ユーティリティ条件 計画ごみ質（基準ごみ）の灰分6.31%に対して算出される添加量とする。</p> <p>3) 機器容量 処理生成物の貯留・搬出に影響する設備（ピット、バンカ等）については、上記1) 及び2) から算出される量から設定する。</p> <p>4) 処理・処分量 焼却残さ等の運搬、処理・処分量については、上記1) 及び2) から算出される量から設定する。</p>
12	第2回入札説明書等に係る質問書に関する回答書	3	No. 16	計量システム	<p>計量棟での受付・計量業務および月1回の計量伝票のお渡しは運営事業者で致しますが、料金の発生する搬入者に対する管理棟での対応方法としては以下の理解でよろしいでしょうか。</p> <p>【収集車両（許可等）】 ・全て後納であり、計量伝票を収集業者/組合様へ提出。</p> <p>【持ち込み車両】 ①家庭ごみ ・家庭ごみは有料袋に入れての搬入が基本であり無料。 ②事業系ごみ （ケース1）：構成市町様への後納 ・各構成市町より持込車両が来場する。 ・事前に役所等で申請し、管理番号等を登録し付与。計量棟では管理番号を打ち込み2回計量。計量伝票を持込者/組合様へ提出。 （ケース2）：収集車両（許可）を通じた支払い ・排出者は収集業者（許可等）へごみ処理費用を支払い、各市町へは収集業者（許可等）を通じて後納される。 計量伝票を収集業者/組合様へ提出。</p>	<p>岐阜羽島衛生施設組合旧ごみ処理施設で行っていた業務を基に、計量棟受付業務や組合への報告業務について、例として一覧表に示しましたので参考に添付します。その他必要事項や業務の効率化など提案してください。</p>

No	資料名	頁	項目	タイトル	確認事項	回答
13	第2回入札説明書等に係る質問書に関する回答書	4	NO. 22	造成計画図 仮設沈砂池	<p>組合様にて実施される造成工事について計画図（令和4年6月22日付）をいただきましたが、下記についてご教示願います。</p> <p>① 平面計画図では工場棟・管理棟部分のみFH=7.5mまで造成工事で盛土する計画と読み取れますが、本工事で掘削するため、盛土せず現状地盤レベルでの引渡しとしていただくことは可能でしょうか。</p> <p>② 最終仕上面の土質条件をご教示ください。現状盛土されている砕石は残置される計画と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>③ 環境影響評価書で示されている仮設沈砂池（必要容量825m<sup>3</sup> 目標濁水濃度SS 110mg/L）は、造成工事では設置しないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>①盛土工及び境界工につきましては、施設建設事業者様と調整することとしておりますので、現状地盤レベルでの引き渡しも可能です。なお、現状地盤レベルでの引き渡しとなった場合、造成工事費は施設建設事業者様の負担となります。</p> <p>②組合施工の盛土部以外は、現況地盤の砕石のまま引き渡しとなります。なお、敷地内の発生した残土は、原則として場内処分となっておりますので、現状盛土されている砕石も残置することとなります。</p> <p>③組合の造成工事において施工する盛土は、雨水等により敷地外に流出する可能性が低いことから、仮設沈砂池は設置する予定はありません。</p>
-	同上	同上	同上	造成計画図 仮設沈砂池 (補足資料)		同上
14	対面的対話における確認事項への回答			資源化率の考え	<p>焼却灰及び焼却飛灰を資源化した際に排出される残さも、資源化率に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>ただし、資源化を目的としてリサイクル会社へ持込んだ焼却灰又は焼却飛灰の全量を、適正に資源化処理する工程で発生した残さに限ります。</p> <p>例えば、リサイクル会社へ持込まれた焼却灰又は焼却飛灰の50%を適正に処理し、残りの50%を資源化せず埋立てとした場合は、適正に処理された50%のみ資源化率に含みます。</p> <p>また、年間の実績報告の際には、適正に処理されたか確認できる資料の添付を求めます。減額措置の方法は、入札説明書添付資料19頁6.2.(4).2).1)のとおりです。</p>